

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 鳥取県統計調査調整規程
- 統計刊行物貸与規程
- 統計刊行物管理規程
- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

## 訓令

### 鳥取県訓令第一号

本庁内部部局

鳥取県統計調査調整規程を次のように定める。

昭和三十四年一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県統計調査調整規程

#### (目的)

第一条 この規程は、本庁各課局（以下「各課」という。）において行う統計調査について必要な調整を行い、その改善及び発達、統計調査に伴う負担の軽減並びに統計資料の整備により行政事務能率の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この規程において、「統計調査」とは、県が独自に又は国若しくは他の団体から委託されて個人又は市町村その他の団体に対し様式を示して一定の時点又は期間について行う次に掲げる範囲に属する調査であつて、その結果を用いて統計を作成することを目的とするものをいう。ただし、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基く指定統計調査、対象が県の機関又は職員に限られた調査及び世論調査その他これに類するものを除く。

一 実施者による範囲

- イ 国の法令、通ちようにより報告を求める場合
- ロ 県が行政施策の必要により報告を求める場合
- ハ 県が他の地方公共団体その他の団体の委託を受け報告を求める場合

二 調査対象による範囲

- イ 個人十人以上について行う場合
- ロ 法人その他団体二以上について行う場合
- ハ その他の対象二以上について行う場合

(統計主任者)

第三条 各課に当該各課にかかる統計調査及び統計資料に関する事務をつかさどる統計主任者を置く。

2 統計主任者は、各課長が当該各課係長のうちから指名する。

(連絡会議)

第四条 統計調査の調整及び改善、統計資料の収集及び活用その他第一条の目的を達成するために必要な事項を審議するため鳥取県統計調査連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

議」という。)を置く。

2 連絡会議は、議長、幹事及び統計主任者をもつて組織し、議長は、総務部長をもつてあて、連絡会議の招集及び議事の運営に当り、幹事は、統計課長をもつてあて、議長を補佐し、議事に事故あるときはその職務を代理する。

3 連絡会議は、必要に応じ招集する。この場合において、会議は必要にしてかつ充分と認められる関係課の統計主任者の出席があれば開くことができる。

4 連絡会議の庶務は統計課において処理する。

(統計調査の会議及び調整)

第五条 各課長は、統計調査を実施し、変更し、中止し又は廃止しようとするときは、特に秘密の取扱を要するものを除くほか、一箇月前までに統計調査実施(変更、中止、廃止)合議書(別記様式第一号)により統計課長と合議しなければならない。

2 前項の合議があつたときは、統計課長は連絡会議の議に付し、その審議の結果に基き関係課長に意見を述

べるものとする。ただし、常例的かつ軽微なものについては連絡会議に付議しないことができる。

3 連絡会議における統計調査の審議については、次に掲げる基準による。

- 一 他の統計調査と重複しないものであること。ただし、次の一に該当する場合を除く。
- イ 時期を異にし、既存の調査によりがたい場合
- ロ 同一項目で既存の調査より詳細に行なわなければならない場合
- ハ 同一項目で調査の地域又は対象を異にする場合
- 二 その内容及び方法等において統計技術的に合理的であること。

4 各課長は、統計調査の結果を解析公表しようとするときは、公表の十五日前までにその内容を統計課長に合議しなければならない。

(指定統計及び届出統計の取扱)

第六条 第二条ただし書の規定にかかわらず、統計法に基き指定統計調査については、あらかじめ別記様式第

一号による報告書を統計課長に提出しなければならない。

2 統計課長は、第五条の規定により合議を受けた統計調査が統計法第八条第一項の規定により届出を要するものであるときは、その旨を当該課長に通知しなければならない。

(統計調査の登録)

第七条 統計課長は、実施することとなつた統計調査に關し、必要な事項を鳥取県統計調査登録簿(別記様式第二号)に登録しなければならない。

(統計資料の整備)

第八条 各課長は、統計調査を完了し、かつ、表章し又は解析したときは、その一部を統計課長に送付しなければならない。

2 各課長は、統計資料を発行したとき又は国若しくはその団体等から統計資料の寄贈を受けたときは、事務の遂行に支障のない限りその一部を統計課長に送付しなければならない。





鳥取県知事 石 破 二 朗  
統計刊行物管理規程

(総則)

第一条 鳥取県統計課統計資料室の統計刊行物は、鳥取県文書編さん保存規程(鳥取県訓令甲第二十号)の規定にかかわらず、すべてこの規定によつて管理しなければならない。

(定義)

第二条 この規定で、統計刊行物とは、統計主管課の受理した各種統計資料、図書及び誌史類のことをいう。

(管理者)

第三条 統計刊行物は、統計課長(以下「管理者」という。)がこれを管理する。

(管理の期間)

第四条 統計刊行物の管理する期間は、次に掲げる四種とする。

- 第一種 無期
- 第二種 五年

第三種 三年

第四種 一年

(管理期間種別の判定基準)

第五条 統計刊行物の管理期間の種別は、別表ハの基準によるものとする。

(管理期間の起算と分界)

第六条 統計刊行物の管理期間は、受理した翌年の一月から起算し、暦年をもつて分界とする。ただし、会計年度によるものは、年度をもつて分界とする。

(統計刊行物の受理)

第七条 統計刊行物は、すべて受付印を押なつて受付簿に記入し、内容を調査の上、編集又は発行所別に分類し、別表ニに属するものは、図書台帳、カード並びにその刊行物にそれぞれ所要の事項を記入し、受理の手続をする。

2 月刊、月報その他これに準ずるものは、その内容によつて一年又は三年分をつづり合わせて名称等を表記して年度別に分類する。

3 同種の刊行物を二部以上受理した場合は、その内容によつて管理を必要とする以外の余部のみは、第八条及び第九条によつて処分することができる。

(廃棄)

第八条 管理者は管理期間を経過した統計刊行物を廃棄することができる。ただし、なお必要があるものは、さらに期間を定めて管理することができる。

2 管理期間中であっても管理の必要がないと認められたものは、前項の規定によつて廃棄することができる。

第九条 管理者は前条の規定によつて廃棄する統計刊行物のうち、必要と認められた場合には、県内の文化機関若しくは個人に贈与することができる。

(非常時持出)

第十条 非常の際には、別表ニに掲げる統計刊行物を、すみやかに安全な場所へ持出しなければならない。

(利用)

第十一条 統計管理室に管理する統計刊行物を閲覧(貸与を含む。以下「利用」という。)しようとする者は、

管理者に申し出て自由に利用することができる。ただし、貸与の場合は、統計刊行物貸与規程(昭和三十四年一月鳥取県訓令第二号)によつて所要の手続をしなければならない。

(公表の禁止)

第十二条 管理者が公表することの適当でないと認められた統計刊行物は、これを利用することができない。

附 則

この規程は、昭和三十四年二月十六日から施行する。

別 表 一

無期管理

- 1 中央官公庁(出先機関を含む。)が無期に連続して発行する重要なもの
  - 2 鳥取県が無期に連続して発行する重要なもの
  - 3 不定期刊行物でも特にその必要を認めるときは、前各項に準ずる。
- 五年管理

1 中央官公庁（出先機関を含む。）又は地方庁若しくは各種の法人、団体が定期又は不定期に発行する刊行物で、五年間の管理を必要とするもの  
三年管理

1 定期刊行物（年報又は報告書）が発行されるまでに速報的に発刊される速報又は季報類  
2 各地方庁の発刊する月報類又は報告書類  
一年管理

1 各地方庁の発刊する毎月勤労統計調査結果速報  
2 各地方庁の発刊する告知的な刊行物  
3 法人、団体等が発刊する簡易な刊行物

別表 ㊦

- 一 年鑑、年報、報告書類
- 二 要覧、しおり姿類
- 三 誌史類
- 四 参考図書類

別表 ㊦

刊行物名	内 容	部数
------	-----	----

鳥取県治 一班	明治二十七年～三十三年	一
鳥取県統 計書	十四年～二十年 二十二年～二十 四年 二十六年～二十 七年	六 三 二
鳥取県学 事年報	三十二年～三十 三年	二 （二十五 年欠）
鳥取県輸 出入統計	大正元年～十四年 昭和元年～十九年 二十二年～三十 一年	一四 一九 九 （二十、二十一 年欠）
計		七九

告 示

鳥取県告示第十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四の規定により、昭和三十四年一月十日次の者に対して米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年一月二十日

登録番号	氏 名	鳥取県知事	石 破 二 朗
七二五	梶 木 馨	住 所	営業所の所在地
七二六	坂 根 鉄 治	米子電報電話局食堂	米子市角盤町二丁目七六
		米子市本町三丁目二番地	住所に同じ

鳥取県告示第十七号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年一月二十日

道路の種類	一級国道	鳥取県知事	石 破 二 朗
路線名	九 号		

道路の種類 路線名	敷地の幅員		延	長	備考
	新	旧			
鳥取県東伯郡泊村字種ヶ谷一一番から 字南屋敷六一四番まで	新	三・五〇七		一、二〇〇	在来道路 改築
	旧	三・五〇七			
羽合町大字野字西又二 一九八二番から 大字久留三ノ大縄二九四番九まで	新	一〇〇一五・五		六一五	付替道路
	旧	一〇〇一五・五			
赤碓町大字別所字鐘鑄谷二七〇番から 大字赤碓字才ノ木化粧川五六六番三まで	新	一〇・五〇三・一・七		二、〇三〇	付替道路
	旧	一〇・五〇三・一・七			
米子市久米町一五〇番から 祇園町二丁目二二八番まで	新	一七・五〇七・三・一・六		一、四二五	在来道路 改築
	旧	一七・五〇七・三・一・六			

道路の種類 路線名	敷地の幅員		延	長	備考
	新	旧			
鳥取県米子市道笑町四丁目六番から 茶町六五番まで	新	五・一・六		一、二七五	
	旧	五・一・六			
鳥取県米子市角盤町一丁目一〇五番から 糺町二丁目一四番まで	新	八・二		五四〇	二級国道岡山松 江線と重用する ため
	旧	八・二			

鳥取県告示第十八号

道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基き、道路の供用を次のように開始する。その関係

図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年一月二十日

鳥取県知事 石

破 二 朗

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

岡山松江線

鳥取県米子市道笑町四丁目から同角盤町一丁目まで

昭和三十四年一月二十日

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 日時 昭和三十四年一月二十三日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 1 昭和三十四年度予算について

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十四年一月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞の期日及び場所

- (1) 昭和三十四年一月二十八日午後一時から  
岩美郡岩美町岩井 岩井警察署において
- (2) 昭和三十四年一月二十九日午前十時から  
倉吉市明治町 倉吉警察署において

二 関係者住所、氏名

(1) の聴聞会について

岩美郡岩美町岩本一、一五〇

竹 田

涉

大正十五年二月一日生

(2) の聴聞会について

東伯郡北条町弓原一五八

小 矢 野

正 義

昭和八年六月二十日生

倉吉市瀬崎町二七三八の一五

広 見

猛

昭和七年一月十一日生